

して明治十六、七年以降二十年に亘つて盛んに所謂歐化主義を鼓吹したものである。即ち政府としては外國人をして木邦の法權に服従せしめる爲めには前記法典を整備し裁判制度を改革することを最要條件とするは勿論であるが、之と同時に木邦の教育習慣、風俗をして成るべく泰西文明諸國に近似せしめ彼等をして親しみの持てるものとするの必要ありとしたのである。之が爲め國粹守舊の杞憂會、護國會或は明教會と唱へ耶蘇教徒を迫害するの團體の現出に對し井上外務卿は明治十七年七月十七日「第一政府は維新以來御誓文の御旨意を奉體し開進の主義を取り外交政略を確定すること、第二政府は耶蘇教を禁制せざる趣旨により外交政略を確定すること」等を閣議に建議したことは注意すべきである。政府の歐化政策に伴つて民間に於ても羅馬字會が設けられ英吉利法律學校、佛學會、和佛法律學校、獨逸學協會等が設けられ、専ら歐洲先進に追隨せんとして文明開化の明治建設に劃期的壯觀を呈した。果ては鹿鳴館（明治十六年竣工）東京俱樂部の建設となり内外人社交の場裡として燭光燦として輪奐の美を盡し、扱ては慈善會に音楽會に名流婦人の歡待華を競ふに至つては、一刻の夢幻を感じしめるものなしとしないが、當時としては是等の歐化政策の採用により間接に外國人及外國文物に對する一般國民の反感を諧和し、外國人に對する内地開放を容易ならしめようとの期待を持つたものであつた。今にして顧みれば結果は却て日本に於ける國家主義者を刺戟し却て條約改正事業を困難ならしめた形跡は否めない。

註1 條約改正關係大日本外交文書別冊會議錄並に同上第二卷一四七文書參照

2 3 4 5 6 夫々同右第二卷一四九及一五六、一五〇及一五六附屬、一五六、一四七別錄、四六九及四七〇文書

第五章 大隈外務大臣時代

第一節 概 説

第一款 處 理 沿 革

大隈外務大臣就任 井上外相が明治二十年九月十七日辭職した後、外相事務は暫く伊藤（博文）總理の兼攝により處理せられたが、井上前外相の熱心な慫慂によつて在野改進黨の首領大隈重信は明治二十一年二月一日外相に就任するに至つた。次いで伊藤首相は翌年二月十一日公布のことに内決した帝國憲法の編成に付萬全を期する爲め、明治二十一年四月三十日新設の樞密院議長に轉することになり、其後任として黒田清隆内閣總理に任ぜられた。尤も黒田内閣の閣僚は伊藤内閣と變更なく大隈外相の外、山縣（有朋）内務、松方（正義）大藏、大山（巖）陸軍、西郷（從道）海軍、山田（顯義）司法、森（有禮）文部、榎本（武揚）農商務兼任遞信を以て組織せられたのである。其後明治二十一年七月井上（馨）農商務大臣として黒田内閣に参加し、明治二十二年二月森文相刺客の難に遇つて榎本遞相之に代り、又遞相の後任として後藤（象二郎）が入閣した。元來大隈外相は井上外相時代在野黨總理として條約廢棄論等大に對外強硬説を唱へた關係上朝野より多大の期待を以て就任したのである。依て外交の局に當るや井上外相時代より引續き其の任にある青木（周藏）次官、デニソン外務省顧問、鳩山（和夫）取調局長等を督勵して新たに條約改正案を編成せしめると共に、山田司法大臣に囑して法律取調委員會を督勵し重要法典の編纂を急がしめた。之が爲め明

治二十一年十一月三十日の閣議に於て山田司法大臣は年内に民法、商法、訴訟法及裁判所構成法の編纂を結了し元老院に附議せらるべき抄りにあることを報告した。

談判の方針 而して大隈外相は條約國に對し先づ所謂條約勵行主義なるものを翳し、安政諸條約の規定を勵行して彼をして條約を改正しなければ其の不便で堪へられないといふ風に仕向けた。例へば安政條約中に規定がないといふ理由で外國人に對し工業所有權及商號、商標の保護を拒絶する等の處置を採り、又デニソン顧問等の説を採用して最惠國條款は其の沿革上有價有條件主義に解釋すべきを主張し、内地開放と帝國裁判權の回收とは不可分の條件なるが故に如何なる外國と雖も治外法權を保有しながら内地居住の利益に均霑するを許さずと主張した。從て井上外相が採用した條約改正會議による合同談判方式に代へるに國別談判により條約改正を完成する根本方針を樹てた。且つ泰西諸國際法學者の説を援用して若し諸外國にして公正な條約改正を拒絶するなら、本邦政府は安政諸條約の規定が立憲制を採用後の帝國の現事態と一致しないとの理由の下に、一方的意思を以て安政諸條約を廢棄するの權限があると主張した。

而して先づ如上最惠國有條件主義と國別談判の方針に對し外國が何れの程度迄反抗し來たるやを試験する意味合を含めて、明治二十一年十一月三十日墨士哥國との間に互惠對等の原則の下に新條約を調印した。即ち日墨新條約に於ては條約中に規定する一切の事項を總て相互對等の基礎の下に置くと共に、日本の法權服從を條件として墨士哥國民に向つて居住及商業の爲に日本内地を開放することとし之を明治二十二年六月六日より實施することとした。果然右墨國民にのみ内地居住を許したことに對し、英佛其の他の諸國は安政條約による最惠國條款を楯として之に均霑するの權利あることを主張した。之れに對し、大隈外相は外務省顧問デニソン氏の外マルデンス教授、ガルボー教授等の所説を引用して之を強硬に反駁し、諸外國にして其の國民をして墨國民か新たに得た内地開放の利益に均霑せんと欲す

る以上、宜敷く治外法權を放棄して帝國の裁判權に服從すべき趣旨の新條約を締結すべきことを説示した。

大隈外相は斯くの如く最惠國條款に對する有條件主義を採ると共に先づ獨・米・英・佛・露・伊・奧の七大國に向つて別々に條約改正談判を開始し、他の比較的利害少なき諸小國に對しては如上大國との交渉大體終了した後交渉に移るべき方針を採つた。即ち右七大國中先づ明治二十一年十一月二十六日在本邦獨逸代理公使に對して談判を開始し、次いで同年十二月十八日在本邦米國公使に對して談判を開始し、更に同年十二月二十九日在本邦英・佛兩公使に、又十二月三十日同露・奧・伊三國公使に向つて談判を開始した。爾餘の蘭・葡・白・布哇・西班牙等に對しては、獨逸との條約が調印せられるのを待つて、漸く明治二十二年六月十三日條約改正案を當該本邦外交代表者に手交し其の同意を求めた。是等各國との談判開始に際し大隈外相は我より和親通商航海條約改正案を提出し、其の改正理由に付詳細に説明を試みたが、右説明の骨子は井上外相案に於ては治外法權撤廢の條件として帝國裁判制度及法典編纂の上に受くることの外國政府よりの干涉が餘りに大きかつた爲め朝野國論の大反對を受け條約改正會議を中止せねばならなくなつたことに鑑み、新改正案に於ては右帝國主權の上に加へられる外國の關與を排し、帝國の任意を以て外國人に對し帝國裁判權服從に必要な、適當且つ最低限度の保障を與へようとするに在つた。即ち右帝國が進んで提供すべき最低限度の保障といふのは

(一) 外國人の判事を大審院に少數任用し一切の外國人を被告とする民刑事件は外國人判事の過半數を以て裁判せしめること、又外國人の利益の爲め一定の民刑重要事件に對しては第一審且終審裁判所として直ちに大審院に訴へしめる特例を設けること。

(二) 刑法、治罪法、民法、商法（但し破産法並に爲換手形に關する法律を包含す）及訴訟法（但し商事に關する訴訟手續を包含す）を新條約實施後二ヶ年以内又は少なくとも領事裁判權撤廢の三ヶ年以前に公布すること。

- (三) 上記各法律に對し其の公布一ヶ年以内、英文公譯を公布すること。
 - (四) 外國の領事裁判權は新條約實施後五ヶ年間に限り繼續すること、但し前記(二)法典編纂が二ヶ年以内に完成し得ない場合には夫れ丈け治外法權廢止期を延期すること。
 - (五) 條約實施と同時に外國人は内地居住の利益を受け土地所有權等の享有に關しても國民待遇を受けること、但し右内地開放の諸利益を受けようとする外國人は日本の裁判權に服従するを要すること。
 - (六) 新條約實施後、明治二十年七月十八日開催第二十七回條約改正會議に於て議定した輸入協定稅率を實施すること、但し安政條約の改正未濟國の存する間は江戸改稅約書所定の協定稅率を實施すること。
 - (七) 上記(一)乃至(六)は之を條約中に規定せず外務大臣よりの公文を以て宣言すること。
 - (八) 從て井上外相條約改正會議に於て議決した裁判管轄條約案は之を廢止し、一切の事項を明治二十年四月二日開催第二十五回條約改正會議に於て提出せられた和親通商航海條約案中に一併規定すること、の諸點であつた。
- 各國の態度** 右大隈外相案に對し米國政府は率先殆ど鵜呑みで之に同意を表し、日米改正條約は明治二十二年二月二十日大隈外相と在本邦ハッバード米國公使との間に調印を了し、明治二十三年二月十一日を以て其の實施期日と規定した。

次いで獨逸に對して彼の要求を容れて前記五ヶ年間領事裁判權繼續中の過渡的期間に於ける内外裁判所の共助規定に關し修正を加へ、又新條約中に規定する最惠國條款を無條件主義に改めるが、右無條件主義は裁判權に關しては單に内地開放の利益を得た國が享有する特權に限り均霑し得ることを約することとして妥結を得、明治二十二年六月十二日在柏林西園寺公使と獨外相ビスマルク伯との間に改正條約の調印を了した。

又露西亞は右本邦が獨逸に與へた裁判權に關する限定的最惠國待遇を確保する外、露西亞が既存條約により隣接諸

國に對し與へた特惠を最惠國待遇の除外例とすべきことを要求したのみで、同年八月八日大隈外相と在本邦露國公使デミトリ・シエウキツチとの間に調印を了した。加之露西亞は右條約調印の際前記大隈外相から提議した大審院に於ける外國人判事任用及法典編纂の保證に關する二宣言に付ては日本に好意を示す爲め自から進んで之を辭した。

然るに大隈外相が條約改正上最も重要視した英國は容易に之れを應諾しなかつた。前記大隈外相が外國人に對する帝國裁判權行使上の保障として與へることを提議した二外交文書の内容は、井上外相が條約改正會議議定の裁判管轄條約案により與へることを約したものに比し甚しく不充分であること、又大隈外相が主張する有條件主義は安政條約により英國が保有する既得權に扞格するものである、との理由により單獨交渉開始の提議を容易に同意しないのみか、明治二十二年三月六日付を以て他の條約改正關係國政府に對し同文通牒を發し、日本よりの條約改正提議は井上外相案に對比して容易に應ずることの出来ない變更を加へて居るから、條約改正關係國は日本に對し共同的態度を採るべきことを懇請した。更に四月十九日新條約案の内容を倫敦英國新聞に發表し大隈外相の條約改正計畫をして非常に困難ならしめた。其後獨逸、露西亞等が英國の合同談判提議に同意しないで續々日本との間に新條約を調印する形勢を見るや、止むなく單獨交渉を開始することを承諾するに至つたが、右改正交渉は英本國外務省に於ける交渉を避けて、新たに日本に赴任するフレーザー公使をして行はしめるの方針を採り、同公使が明治二十二年五月十日日本に到着後も遷延策を採つて漸く七月三十一日より正式交渉開始に應じたのである。

佛國及伊太利は前記英國の態度に動かされ、等しく交渉開始を遷延せしめたが、前者に付ては漸く明治二十二年七月二十日大隈外相は在本邦佛國公使シエンキヰキツチとの間に假交渉を結了するに至り、後者に付ては明治二十二年八月五日在本邦伊國公使マルチノは大隈外相に對し正式交渉を開始するに至つた。

最後に壤地利は其の國情上匈牙利政府との協議を要する等の爲め常に交渉遷延勝であつたが、明治二十二年九月二

十五日在塙戸田（氏共）公使に對し、塙匈兩國關係省間に於て條約改正に關し協議を始めた旨回答するに至つた。斯くて兎に角大隈外相の條約改正交渉は進捗し對外的には成功を見ること大體疑なきに至つた。

國內情勢 然るに當初極秘に附せられた大隈外相の條約改正交渉は明治二十二年四月中前記の通り其の内容が倫敦に於て英國新聞に發表せられるや、先づ横濱外字新聞之を轉載し本邦諸新聞に於ても政府の禁止に拘らず種々可否の論評を加ふるに至り、反對論者は其の内容を目して外相在野中の高言に似ず甚しく國權を失墜せるものとなした。殊に大審院に於ける外國人判事の任用及法典編纂を公文を以て約束することは明治二十二年二月十一日發布せられた廣古の聖典たる帝國憲法の條章に違反するものとした。大隈外相の與黨たる改進黨に屬する島田三郎、矢野文雄等は郵便報知新聞等を根城として條約改正斷行論を唱へ、之に反し學習院長三浦梧樓、前農商務大臣谷干城、帝國大學總長渡邊洪基、日本弘道會長西村茂樹、元老院議官加藤弘之等の國本論者一齊に之に反對し、民間有志に於ては大江卓、井上角五郎等、政黨に於ては大同俱樂部、大同協和會、保守中正黨、日本人社、熊本國權黨、福岡玄洋社等之に反對した。因に條約改正問題に付明治二十二年九月三十日迄に元老院に提出された建白書三百五十通の中、改正中止論二百三十通改正斷行論百二十通であつたといふ。就中樞密院に於ては副議長寺島（宗則）を始め副島（種臣）、島尾（小彌太）、元田（永孚）、海江田（信義）、佐々木（高行）等の顧問反對の急先鋒となり、明治二十二年八月中政府が外國人の判事任用と帝國憲法の條章との調和を計る爲め起案の上樞密院に附議した外國判事歸化法案を容易に贊認しない態度を採つた。更に當初大隈條約改正に對し同情的地位に立つて居た伊藤（博文）樞密院議長も亦、條約改正案が對內的には帝國議會を目前に控へて憲法上疑議を生じ、又對外的には英佛等との條約改正交渉遷延し、之れか爲め最惠國條款の適用上新條約實施後外交紛議を惹起するの形勢となるや、寧ろ條約改正を延期するを可とするに至り、其の後十月十一日に至り辭表を捧呈した。閣内に於て井上（馨）農商務大臣も之と見を同じうし後には條約改正に關する閣

議を避けて出席しない態度を採つた。加之黒田内閣に大同團結を標榜して入閣して居る後藤遞信大臣も、條約改正は來る明治二十三年十一月を以て開催せらるべき第一回帝國議會開會後迄延期すべきこと、及國策決定の爲め御前會議開催を主張し、明治二十二年十月八日右意見を單獨上奏した。斯くて黒田内閣は後藤遞相の意見を採用し十月十五日御前會議を開催したが、斷行・中止孰れとも之を決するに至らなかつた。一方又翌十月十六日には樞密院副議長寺島宗則、同顧問官副島種臣、同佐々木高行、樞密院總代として條約改正問題に付反對論を奏するところあつた。斯く條約改正の可否に對し内外の論議沸騰せる折柄、大隈外相は十月十八日閣議よりの歸途外務省門前に於て、玄洋社員來島恒喜の爆彈に見舞はれ其隻脚を失ひ事務を執るを得ざるに至つた。斯くて黒田内閣は時局を收拾出來なくなつて遂に十月二十四日内閣の總辭表を閣下に捧呈した。優渥なる勅旨は黒田總理のみの辭職を許し、内大臣三條實美をして臨時之に代らしめ、他の閣員は全部暫く留任することを命ぜられ、黒田前總理は樞密顧問官に任せられた。

改正中止 三條臨時内閣に於ては前記大隈條約改正に對する國論の分裂に鑑み、十二月十日の閣議を以て審議の上條約改正を中止することに決し、既に調印した米、獨、露三國に對しては其の批准延期を交渉し何れも其の承諾を得、他の調印未済國に對しては交渉を中止することとした。病中の大隈外相は右三條内閣十二月十日の閣議に出席しなかつたが、固より其の方針に嫌きたらざるものあり、十二月十四日三條總理宛辭表を提出した。其後間もなく三條臨時内閣は十二月二十四日總辭職を爲し、之に代り山縣前內務大臣内閣總理となり青木次官は外相に昇任した。青木新外相は大隈外相とは全く別途の方針により再び外國との間に交渉を開始するに至つたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書追録柳原前光意見書參照

2 同右第三卷附錄日墨締約一件參照

第二款 大隈改正條約案の要旨¹⁾

大隈改正條約案の眼目 大隈外相が採用した條約改正方針の眼目は最惠國條款の有條件の解釋と、國別談判により帝國裁判制度及法典編纂の上に蒙るべき最低の束縛の下に治外法權撤廢の目的を達成しようとするに在る。即ち大隈改正條約案の内容を要略すれば次の如くである。

第一 最惠國條款に關し有條件主義を採用し内地開放と右内地開放の利益を得べき外國人の帝國裁判權服従とは不可分のものとする事。

大隈外相が明治二十一年十一月二十六日乃至十二月三十日迄の間に於て在本邦獨・米・英・佛・露・伊・奧七國外交代表者に手交した改正條約案第十九條に於ては

兩締盟國の版圖内に於ける通商、航海、旅行或は居住に關する一切の事項に於て現時或は將來其一方より別國の政府臣民或は人民に許與する所の一切の特權殊遇若くは免除は他の一方の政府臣民或は人民にも之を許與すべき事を兩締盟國に於て約定す、但し右別國に與へたる讓與無報酬なる時は無報酬なるべく若し該讓與に條件を付したる時は同一又は同様の條件を付すべし

なる有條件最惠國條款を規定した。併し大隈外相に於て最も重きを置いたところは前記内地開放の利益を受ける爲めには帝國の裁判權に服従することを絶對の條件としたことに止り、純然たる通商航海に關する事項殊に關稅率の適用等に付ては有條件主義の採用を主張したものではない。即ち同じく有條件主義と稱しても當時米國等に於て主張せられた所謂通商關稅上の有償主義と異り、單に條約改正を容易にするための政治的必要上より出たものである。(因に土耳其に於ても一八六七年(慶應三年)法律により土耳其國に於て土地所有權を保有せんとする外國人は土耳其の裁判

權に服従するを要としたが、翌年七月二十八日調印の英土議定書に於ては一定金額以上の事件の第一審及一切の事件に關する第二審裁判所に於ては英國領事の會審を許すの制を採用した。)又大隈外相は寺島、井上兩外相時代に於て嘗めさせられた苦き經驗に鑑み、或一國の間に條約を改正し治外法權を撤廢し帝國の裁判權服従の條件の下に内地開放の利益を與へた場合に對し、他の條約改正を了らない國が安政條約中の最惠國條款の下に治外法權を保持しながら、新條約國が得た内地開放の利益に均霑することを主張し來るに對し、之を防止しつつ條約改正を可能ならしめるの必要があつたのである。又最惠國條款を無條件主義に解するときは、改正條約を締結した國も改正條約中の最惠國條款により、未改正國が維持する治外法權享有の利益に均霑することを主張するに至るべく、結局本邦は何物をも得ないで内地開放の利益を諸外國に與へなければならぬ羽目に至るの虞れさへあつたのである。安政條約中の最惠國條款は無條件とも有條件とも明記して居ないから、大隈外相は外務省顧問デニソンをして最惠國條款の沿革を調査せしめ、無條件主義は一八六〇年歐洲に於て自由貿易主義旺盛となつた時代以後に於て始めて行はれたものなることを確め、即ち夫れ以前に於ては亞米利加諸國間に於ては勿論、歐羅巴諸國間に於ても専ら有條件主義が行はれたものなるにより、安政諸條約中の最惠國條款は有條件のものと解釋すべきであると主張した。尤も大隈外相が最惠國條款に付有條件主義を固持するのは條約改正未済國が領事裁判權を維持しながら、條約調印國の新たに獲得するに至つた内地開放の利益に均霑することを不可とするものに過ぎないから、關稅率の適用に付ては別に外交文書を以て本邦に於て江戸改稅約書による協定稅率が存在する限り、新條約締結國に對しても適用することを約する方針であつたが、獨逸との條約改正に於ては前記新條約案十九條の通商及航海に關する一般的有條件最惠國條款を無條件主義に改めることに同意した。又裁判權に關する事項に關しても支那の如き領事裁判權を依然として保有するに至るべき國、又は他の條約改正を實行しない安政諸條約國が保有するところの領事裁判權には均霑し得ざるべきことを明にする以上は最惠國特

遇の保障を與へることを同意したのである。

第二 裁判權に關する事項も和親通商航海條約中に包含せしむること。

井上外相時代に於ける條約改正案は明治二十年四月二十二日第二十六回條約改正會議に於て決定を見た裁判管轄條約案、竝に同年七月十八日開催第二十七回會議に於て通商事項取調委員會より報告せられた修正通商及航海條約案、附屬協定稅率案、及貿易規則案等とより成つて居るものであるが、大隈外相案に於ては右の中本邦朝野に多大の非難のあつた裁判管轄條約案は之を排除し、右裁判管轄條約案中大審院への外國判事の任用及重要法典編纂の二事項に限り之を大隈外相より外國政府に對し爲すところの外交文書中に包含せしめることとし、又外國領事裁判權の存續すべき過渡的短期間に於ける内外裁判所の裁判權の調整に關する事項は之を和親通商及航海條約中に挿入することとした。更に附屬協定稅率案に付ては、井上外相時代明治十五年五月四日第十一回條約改正豫備會議に於て諸外國との間に大體同意を得た一割一分平均協定稅率案を添附することとし、其の他條約附屬として貿易規則、港則、官設保稅倉庫規則、倉庫料表等何れも前記井上條約改正會議の際明治二十年七月十八日第二十七回會議に於て通商事項取調委員會より報告せるものを大體に於て採用することとした。

第三 各國との改正條約實施期を明治二十三年二月十一日とすること。

前記の如く條約改正談判を容易にする爲め大隈外相に於ては先づ歐米七大国との間に國別談判を開始し各國別々に調印することとしたけれども右實施期は出來得る丈け同時に、即ち明治二十三年二月十一日帝國憲法實施一ヶ年後に相當する日とし、以て新條約實施の結果生ずべき最惠國條款の解釋問題に關する爭議を避けるの工夫を凝した。蓋し大隈外相は外交方針としては理論上最惠國條款を有條件主義に解して、條約未濟國に對しては内地開放の利益を斷然與へないことに決心したが、實際問題としては少くとも七大国との新條約は之を同時に實施し右最惠國條款より生ず

る列國との難交渉を避けることを期したのである。七大国以外の他の小國に對しては右期日迄に交渉終了しないならば前記最惠國條款有條件主義を主張し新條約締結の期迄内地開放の利益を與へないが、又法權服從の條件の下に内地開放の利益を與へても差支ないとしたものの様である。依て米國との條約改正意外に急速に抄取つた爲め、當初本邦原提案に於ては改正條約は批准書交換と同時に其の效力發すところを明治二十三年二月十一日より實施することに改め、右期日以前に英獨兩國少くとも孰れか其の中一國と新條約の調印を了し同時に之を實施しようと欲するに至つたのである。事實米國との條約調印に引續き其後獨露兩國との間に新條約調印せられ、日獨改正條約第二十四條第一項及日露改正條約第二十六條第一項に於ては米國同様明治二十三年二月十一日を以て其の效力を發生することが規定せられたのである。

然るに英吉利・佛蘭西等との條約改正は、英國政府に於て容易に本邦提案を同意しなかつた爲め明治二十二年七月八月頃に至るも未だ談判の目途付かず、従て到底右明治二十三年二月十一日より實施すること殆ど不可能なること明かとなり、而も英國政府は依然として大隈外相の主張する最惠國有條件主義に對し斷然之を拒否するの態度を採つた爲め國內に於ては憲法違反論の外、大隈條約實施の結果英國其の他との間に外交紛争を生ずべしとの非難をも生じ、大隈條約改正を蹉跌せしめたのである。蓋し大隈外相としては外交交渉上最惠國有條件主義の下に國別交渉を實行し、又已むを得ない場合に於ては安政條約の規定に對し帝國憲法制度の存在と相容れないといふ理由の下に單獨廢棄の通告をなす決心をしたけれども、實際に臨んでは出來得るだけ七大国との改正條約實施期日を同一にして外國との間に最惠國條款の解釋より生ずる無用な紛争を避けようとした。然し右條約改正方針は英佛の反對的態度によつて其の目的を達しない中に條約改正案は暗礁に乗り上げ國內に猛烈な反對起り、十月十八日自分も危禍を受け條約交渉を遂行するを得ないこととなつたのである。

第四 治外法權撤廢に關する條件を緩和すること。

大隈條約改正案に於ては前記の如く法典の編纂及裁判權の運用に關する事項に付二通の外交文書を交付する外何等の保證を改正條約中に加へることを拒否した。而も上記兩公文を以て宣言する内容は井上外相時代に於ける裁判管轄條約案所定のものに比し其の條件は甚だ緩和せられて居た。即ち

(イ) 外國判事の任用は之を大審院に限定し、其の數も五、六名位に止めることとした。蓋し井上條約案に於ては苟くも外國人の關係する民刑事件は大審院の外第一審たると控訴審たるとを問はず其の過半數が外國出身の判事により組織せられる裁判所に依て裁判せられることを必要とし、更に外國人被告事件の豫審判事及檢事に付ても外國人任用を約束したが、大隈外相案に於ては外國人を被告とする事件に限り、又大審院に於てのみ外國判事に關與せしめることとした。尤も同時に新たに公布せられる裁判所構成法中に附則を設け、一定の民刑事件即ち二ヶ月の禁錮及五十圓の罰金、若くは單に百圓の罰金を超過する一切の刑事事件、及交渉金額の百圓を超える民事事件は、第一審且つ終審として大審院に提訴せしめることを認め以て外國人判事をして關與せしめるの餘地を設けることとした。

(ロ) 大隈條約案に於ては刑法、治罪法、民法、商法（但し破産法並に商船及爲換手形に關する法律を包含す）訴訟法（但し商事に關する訴訟手續を包含す）の五重要法律の編纂を條約實施の日より二ケ年以内に完成發布し、其の公正な英文翻譯を法典發布後一ケ年半以内に公布することを言明したこと。

尤も大隈外相案に於ては井上條約改正案に於ける如く是等法典が泰西の主義に従ひ條約批准交換後二ケ年以内に編纂頒布することを言明せず、又右諸法典の英文正本を頒布八ヶ月前に豫め外國政府に通知し其の査閲を得るを要するが如きことを約しなかつた。即ち是等諸法典が帝國議會の承認を得ない等の理由により右期間内に公布出來

なかつた場合に於ては居留地内施行の領事裁判權廢止の期日を右法典の發布後三ケ年を経過する迄延期するの義務を負ふのみであつた。

第五 帝國裁判權の運用に關する種々の制限を除去したこと。

井上外相案に於ては裁判用語として英語及其の他被告の使用する外國語を公用語として許すこと、外國人判事の任免等身分保證に關し外國人判事を以て組織する懲戒裁判所を設定すること、外國刑事犯人に對する監獄の設備、死刑の執行等に關し特別取扱ひを爲すこと、警察法規を編輯類別すること等、種々の規定を設けたが是等一切日本國法の定めるところによらしめることとした。

第六 新條約實施後外國人の有する國人待遇を限定的のものとしたこと。

井上案に於て裁判管轄條約案第二條により外國人は帝國内に於て萬國公法の道義に従ひ片務的に一切の事項に付國民待遇を有することとなつて居たが、大隈條約案に於ては其の第一條及第二條により條約國民に一切相互的基礎に於て入國、旅行、居住、商業に従事すること及土地所有權を有すること等に付國民待遇を有することを規定するに止め、明治二十三年九月公布法律第八十七號鑛業條例に於ては第三條により鑛山權を外國人に禁止することとした。

大隈條約案 大隈改正條約案は上記要旨の下に編成せられ

第一 和親通商航海條約二十四ヶ條、

第二 右に附屬する貿易規則三十九ヶ條、

第三 同上官設倉庫規則二十四ヶ條及庫租目錄、

第四 附屬協定輸入税目、

第五 同上に附屬する舊協定稅率適用に關する宣言書、

第五章 大隈外務大臣 概説

第六 本邦に於ける法典の編纂に關する外交文書、

第七 大審院に外國判事任用に關する外交文書、
となつて居た。

右の中第一、和親通商航海條約案は前記の如く明治二十年七月十八日開催條約改正會議第二十七回議事録附錄通商及航海條約草案に同年四月二十日開催第二十六回條約改正會議に於て議定の裁判管轄條約案中、領事裁判權存續中に必要な過渡的規定を挿入したるものである。即ち

第一條に於ては

- (一) 入國、旅行、居住に關する自由並に身體及財産の保護、
 - (二) 裁判權及司法上の取扱に關する權利の保護、
 - (三) 居住權、不動産及各種動産の所有權、遺産相續に關する權利並に課税に關する國民待遇、
 - (四) 信教の自由、
 - (五) 各種課税に關する國民待遇、
 - (六) 強制兵役及軍事取立金に關する免除を、
- 第二條に於ては

- (一) 通商航海の自由、
 - (二) 卸賣、小賣業を營むことに關する國民待遇、
 - (三) 船舶の入港及其の課税に關する國民待遇を、
- 第三條に於ては專賣特許、商標權に關する國民待遇を、

第四條に於ては兩國生産物の輸入税及禁止制限に關する最惠國待遇を、

第五條に於ては

- (一) 日本へ輸入する締約國産物は本條約附屬税目に掲ぐる輸入税を課せらるべきこと、
- (二) 但し酒、醬油、味淋、煙草に對し日本に於て内國税を課する場合に於ては關稅割増を爲し得べきこと、
- (三) 輸入貨物の從價税算定は其の仕入地、産出地又は製造地に於ける實價に陸揚港に至るまでの保険料、運賃、手数料を加算したるものたるべきこと、

- (四) 外國産品を日本に再輸入する場合に於ては再び關稅を納むべきこと及

- (五) 日本産品を外國より積戻したるときは百分の五の從價税を納むべきことを、

第六條に於て輸出税及輸出禁止制限に關する最惠國待遇を、

第七條に於て

- (一) 内地通過税の免除、倉入、特別獎勵金及税金の拂戻し等に對する最惠國待遇、並に

- (二) 輸入貨物は日本に於て輸入税の外何等の課税を受くべからざることを、

第八條に於て外國産品を二ヶ年内に再輸出する時は輸出税を納付せず、又輸入税の拂戻を得べきことを、

第九條に於て締約國所屬船舶は貨物の輸出入に關し内國船及最惠國船待遇を受くべきことを、

第十條に於て

- (一) 締約國船舶は沿岸貿易に關し最惠國待遇を受くべきこと、
- (二) 寄港沿岸貿易に従事し得べきこと、
- (三) 日本は締約國船舶に對し横濱、神戸及長崎間に於て沿岸貿易を許すべきことを、

第十一條に於て本條約實施後十ヶ年間締約國民は日本に於ける沿岸貿易に従事せしむる爲め日本臣民に對し一定條件の下に船舶を傭船せしめ得べきことを、

第十二條に於て軍艦及商船の難波救助に關することを、

第十三條に於て脱船人引渡等に關することを、

第十四條に於て

(一) 締約國船舶に對し日本に於て課すべき噸税及燈税額を定め、

(二) 日本に於て課すべき噸税額は日本政府の採用したる規則に従ひ算定したる純噸税たるべきこと、

(三) 軍艦・遊船・魚船・避難船・空船及通過船に對しては噸税を免除すべきことを、

第十五條に於て本條約實施の日より五ヶ年間締約國領事裁判所は箱館・東京・横濱・神戸及長崎に於ける外國人居留地及其の港灣内に於て之を行ふことを得べく、夫れ以外の地に於ては日本國領事内何れの地に於ても日本裁判所は日本の法律に従ひ締約國民及其の財産に對し完全なる裁判權を有すべきことを規定し、

第十六條に於ては前條規定五ヶ年の過渡期間内に於ける内外裁判所の管轄權を規定した。即ち刑事事件に付ては犯罪の地を以て裁判管轄を定め、民事事件に關しては契約履行の地、被告の定住地又は寄留地により裁判權を定めることとした。

第十七條に於ては締約國民中日本の裁判權に服従せんことを欲するものは何時にても其の宣言により之を抛棄し得べきことを、

第十八條に於て領事官の任置及領事官の特權に關する最惠國待遇を、

第十九條に於て一般通商航海・旅行・居住に關する事項に付有條件最惠國條款を、

第二十條に於て現行條約又は取極により締約國民が日本に於て有する一切の特權免除にして本條約に因り廢棄せられざるものは領事裁判權の繼續する間之を存續すべきも右領事裁判權廢止と同時に本條約により繼續せられざる一切の特權免除は廢止せらるべきを、

第二十一條に於て締約國民は領事裁判權の繼續する限り居留地内に於て諸工業に従事し得べきも右に對する課税は日本國民と同様の賦課金を納むるの義務あること及領事裁判管轄區域外に於ては領事裁判權廢止の日より總て日本臣民と同様の課税賦課金に服従すべきことを、

第二十二條に於て居留地内に於て締約國民が有する一切の永代借地權は領事裁判權廢止後之を純粹なる所有權に改めらるべきことを、

第二十三條に於て本條約附屬の貿易規則及官設倉庫規則は本條約の一部を爲すべきことを、

第二十四條に於て本條約は明治二十三年二月十一日より其の效力を發生し十二ヶ年間其の效力を有し、之を廢棄せんとする場合に於ては廢棄前一ヶ年前に豫告を爲すべきことを規定した。

次に右の中第四、附屬協定輸入税目はA、B、C順により第一號より第四百七十二號迄物品名を列記し之に従價税又は從量税を表示し居るところ、其の中第四百七十一號に於て「此の税目中に掲載せざる一切の生粗又は未製品類」從價五分とし第四百七十二號に於て「此の税目中に掲載せざる一切の全製品及半製品類」從價一割と爲して居る。以て本協定税目が原料品の税率は從價五分、半製品及全製品は從價一割を以て基礎として居ることが判る。尙本協定税率の内容を分析するに従價税品の税番數は三百二號、從量税品の税番數は百九十二號、又無税品の數は四號となつて居る。右の中無税品に屬するものはガニー・バッグ、ガンニー布、生動物、地圖、書籍、金銀塊、貨幣、茶鉛、鮮魚、果物、氷、生肉、發明品の見本、包装用具、植物、生食物見本、旅客荷物等十七税率に止り、從價五分税品及從價五分を基

礎とする従量税品は百十四税率（内従價税品に付七十九税率、従量税品三十五税率）、従價七分半税品（従價七分半を基礎とする従量税品を含む以下倣之）は十二税率、従價八分税品は四十三税率、従價一割税品（各種煙草を含む）は二百六十四税率、従價一割二分半税品は三税率、従價一割五分税品が十三税率（綬通、船車、絹織物、鼈甲材、繪畫類を含む）、二割税品は二十七税率（琥珀、ビリヤード器具、金製鈕釦、レース、寶石、ガソリン、金又はプラチナ製時計、骨牌類、金板、精糖、花火、鳥網、羽毛、鼈甲製品、アブサン、ブランドイ、ジン及其他の酒精飲料、洋燈を含む）である。

而して新協定税目従量税の單位は担、方碼、打、斤、瓦（ガロン）等であり、税率の單位は圓である。

（圓とは元來明治三年十一月太政官裁定に於ては純銀十分ノ九の銀貨重量四百十六グレイン（七匁一九六）即ち江戸改稅約書規定一分銀ノ三個一〇四に相當し稍々墨士哥弗より僅少なりしが、其後翌明治四年五月十日新貨幣條例に於ては本位貨を金貨に改め、金一圓は純金一・五グラム即ち二三グレ一五（四〇・四匁）を以てすることとし金貨十圓の全重量は十分ノ一銅分を併せ一六・三分ノ二グラムとし、同時に舊圓銀を貿易上の通用貨として使用することを許し、其の金本位貨に對する比率は銀貨百圓を以て金百壹圓に相當することとした。次いで墨士哥銀驅逐の目的を以て明治八年二月二十八日布告第三十五號を以て前記貿易圓銀の重量を四百二十グレインとなし明治十一年五月二十七日以後は右貿易銀を租税其の他一般に通用せしめ茲に本邦は再び限定的復本位制となつた。後明治十一年十一月二十六日布告第三十五號を以て再び貿易銀の重量を四百十六グレインに復舊し、翌十二年九月十二日第五十三號布告を以て右新銀貨と墨士哥銀（洋銀）とを並價通用することを約し、同年十月一日布告第四十一號を以て右銀貨を以て租税及公私一般に使用せしめ茲に本邦は完全なる復本位制となつたが其後銀の下落甚しき爲め事實銀本位制となつた。）

井上、大隈兩外相條約時代に於て圓とは一に本邦貨幣法に定むるところに任せ條約上右定議に關し何等の明文を設くることなかつたが事實重量四百十六グレインの圓銀を意味するのである。

又協定税目中には禁制品として偽藥類、質造貨幣類、春畫、其の他諸般の淫醜物類、鴉片（日本政府の藥料鴉片を輸入するは禁制の限りに非ず）を掲げた。最後に度量衡に關する規定を定め右の中に於て斤とは英國「アヴォルデューポイス・ウェイト」ノ二二（オンス）二〇一七四五一、若くは一封度三二五〇七三二一六又は佛國の六〇一グラム〇四三四七二に當り、又擔は百斤の別名なること、一碼は我曲尺三尺〇一七四六五、若くは鯨尺二尺四一三九七二又は佛國の九一四ミリメートル三八三に當り、又フットは一碼の三分の一、一時はフットの十二分の一なること、並に一瓦（ガロン）は二七七立方吋二七三八、即ち帝國の二升五一八六七六六、又は佛國の四リートル五四三四五七九に同じく、「クオート」は瓦との四分の一・一パイントはクオートの二分の一なることを定めた。

尙本輸入協定税率實施せられる際には明治十九年に於ける輸入關稅收入額百五十五萬七千圓（有税品に對する平均輸入税率5%）輸出稅額百四十八萬二千圓、同二十年二百一十一萬六千圓（同上5%）輸出稅額百五十六萬三千圓、同二十一年に於て二百七十二萬五千圓（同上四・三%）輸出稅額百九十九萬五千圓であつたものが、新協定の下に五百九十萬圓の收入を得るに至ると認められ、又十九年度に於ける本邦諸貿易港入港船舶總噸數百三萬三千噸、二十年百十三萬噸、二十一年百三十三萬九千噸にして右に對する諸收入稅額六萬四千圓乃至十萬五千圓であつたものが、新條約の下に於ては約十倍に増加すべく見積られたと云ふ。大隈外相案に於ては右輸入稅の引上げによる增收を以て輸出稅を全廢するの意向であつた爲め輸出協定税率は設けなかつた。

最後に條約調印の際外務大臣より法典の編纂及大審院に外國判事任用に關し對手國に交付せられる兩外交文書は井上外相の裁判管轄條約案に代はるべき重要なものであるから左に其の全文を掲げる。

第六 法典編纂公布に關する外交文書案

「皇帝陛下の外務大臣たる下名は日本國に於ける、國領事裁判權を速に全廢する件に關し本日をして日本國及び

、國政府の間に訂結せられたる條約の約款を考査し、皇帝陛下の政府は目下左記の法典、即ち

第一 刑法

第二 治罪法

第三 民法

第四 商法 但し破産法并商船及爲換手形に關する法律を包含す

第五 訴訟法 但し商事に關する訴訟手續を包含す

を改正編纂する事に従事する旨を爰に報道することを適當と認め候。

帝國政府は右の大業は本年中に完了すへき事を信す。且該政府は、國領事裁判所の全廢より若干時前に法律編成の業を完結するを必要なりと認むるか故に、何等の原因によるに拘らず、若し新條約實行の日より二箇年以内に前記の法典を完成發布する事能はざる場合あるに於ては、該條約に示定せられたる、國領事裁判權全廢の期日を、右法典の發布せられたる後少なくとも三箇年を経る迄、延期せんことに同意すべき旨を、國政府に請ふに至るべく候。

皇帝陛下の政府は外國法律家を雇て數年間日本國判事の職務を執らしむる決心を有するに因り、帝國政府は或る歐羅巴語に帝國の重要な法律を反譯する事を必要なりと感し候。然るに日本國に於て最も普通に行はるる所の歐羅巴語は英語なるを以て、下名は皇帝陛下の政府に代り前記法典の公正なる英語反譯文は、右法典の發布後一箇年半以内に公布せらるへき事を言明致候。

法律の公正なる反譯文を發布するの制は、少なくとも歐羅巴若くは亞米利加出身の判事を任用する間は之を繼續すべく候。

右得貴意候敬具

明治二十二年 月 日 東京外務省に於て

外務大臣 伯 大 隈 重 信

第七 大審院に外國判事任用に關する外交文書

「帝國政府は其大審院に於て判事の資格を以て職務を執らしむるか爲め、外國法律家若干名を任用する事を決したる旨を皇帝陛下の外務大臣たる下名は、國特命全權公使に向て爰に報道致候。

且下名は皇帝陛下の政府に代り、民事若くは刑事の訴訟にして、國人民か被告人若くは刑事被告人として直接の關係を有するものを、大審院に於て終審、或は第一審且終審として審理するときは其訴訟を審理する判事の多數は歐羅巴或は亞米利加出身の者たるへき旨を陳言することを委任せられ候。

合衆國人民か前陳の方法に因りて利益を受くるの程度を示さんか爲め、下名は帝國の新裁判所構成にては、刑罰の二箇月の禁錮及び五十圓の罰金若くは單に百圓の罰金を超過する一切の刑事事件は、上告の手續を以て、或は第一審且終審として大審院に提出する事を得べく、又概して一切の民事事件にして、交渉金額の百圓を越ゆるものは同様大審院に上告する事を得べき旨を言明する事を適當と認め候。

皇帝陛下の政府は斯の如く日本國の判事として任用すへき外國法律家は、何名なるへきやを豫め確言する事能はずと雖ども、其數は擔任の職務を完全に且迅速に盡すに足るへきものなるは、下名か、國公使に向て容易に保證するを得る所に有之候。

此名譽なる職位に選任せらるへき法律家は、理由ありて職を免せらるるにあらずんは、四年より少なからざる間は其職に置かるるの權を有すべく、又帝國政府は其他各般の點に關し右法律家をして十分の獨立と衡平とを守らし

め、且其風を獎勵する事を怠らざるべく候。然り而して歐羅巴若くは亞米利加出身の判事をして、限りある時期内と雖も其判事として勤務すべき裁判所より以外の裁判所の裁判權に服従せしむる事は帝國政府の最も好まざる所なるに因り、該職に選任せられたる者は本日を以て日本國及び、國政府の間に訂結せられたる條約の約款に従ひ、日本帝國裁判所の裁判權に正當の服従を爲す事を要すべく候。

下名以上簡單に概説したる新制度は前掲の條約の實行せらるると同時に、之を實行し十二個年間は必ず之を繼續すへき筈に有之候。

帝國政府は若し必要ありと認むるに於ては前掲の期限以後も此新規なる裁判構成を維持すへしと雖ども、適當の時期に於て右の必要あると否とを決するは全く其權内の事たるへきを爰に明言致置候。

前述の方法は素と帝國の司法制度を改良するの目的を以て採用したるものなれども、帝國政府は又之を以て、國政府及び人民の權利及び利益は、新たなる條約に據りて十分の恭敬と保護とを受くへき事の十分なる保證と見做さるるに足るへきを希望致候

右得貴意候 敬具

明治二十二年 月 日 東京外務省に於て

外務大臣 伯 大 隈 重 信

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷一七文書並に舊條約彙纂參照

2 明治財政史第十一卷三三一、四〇一、四〇二頁

第二節 墨國との新條約締結顛末

締約提議 大隈外相による墨國との新條約締結は本邦に於ける安政條約改正事業の上に新轉機を開いた。當時日墨間には未だ條約關係はなかつたが、明治十五年十月日本駐劄白耳義公使ナイト G. Meyer は駐米墨國公使ロメロの依頼に應じ我國と新に條約締結のことを申込んだ。右に關する墨士哥側の意見は新條約中に治外法權を規定する事は日本の到底承諾し難い所なるべきが故に最惠國待遇交換を以て條約の基礎としようとするにあつた。然るに時の外務卿井上伯は此際如斯基礎を以て新たに條約締結をなすは條約改正事業を更に紛雜ならしめるの虞ありとし、之れを他の諸外國との條約改正完了後に延期することが望ましいが、若し墨國より特に切望あれば之れに應じてよいが、最惠國待遇交換を以て條約の基礎となすことには異存ある旨を回答した。蓋し井上外相の意は墨國に最惠國待遇を與へるときは墨國にも亦新に治外法權を與へるの結果となることを恐れたによるものである。此の如くにして井上外相時代には遂に談判開始の運びに至らなかつたが、明治二十年七月歐米諸國との條約改正談判中止せられた後、白耳義公使は再び日墨締約を斡旋するに至つた。茲に於て伊藤兼攝外相は外務省顧問デニソン氏をして條約草案起草せしめ之れを基礎として米國華盛頓に於て談判を開く可き旨を回答した。該草案の要領は

一、裁判權に關しては相互的に在留國の法權に服従せしむること。

二、通商航海事項には相互的に最惠國待遇を與ふること。

三、條約期限を短期とし、且つ何時にても若干月の豫告を以て解約し得るものとする。こと。

の如きものであつた。

然るに右本邦提案に對し白國公使は異議を唱へた爲め、明治二十一年一月十四日伊藤兼攝外相は兎に角概ね最惠國